

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第6条	第6条（利用契約の解除） 1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。ただし、オプションサービスのうち追加IPアドレス提供サービスについては、利用者は、利用契約の解約時期にかかわらず、当該月の料金の全額を支払うものとします。	第6条（利用契約の解除） 1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。	・読みやすさの向上のため、本条の但し書きを第11条に移動いたします。
第2章 第1節 第11条	第1節 追加IPアドレス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第11条（申込み） 1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「ルータスイッチ」のサービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。 2. 「ルータスイッチ」のサービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。	第1節 追加IPアドレス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第11条（申込み） 1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「ルータスイッチ」のサービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。 2. 「ルータスイッチ」のサービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本オプションサービスの料金の全額を支払うものとします。	・読みやすさの向上のため、第6条の但し書きを本条に移動いたします。
新設	（新設）	第12節 Juniper vSRX（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第65条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、Juniper Networks, Inc.（以下、本節において「ライセンサー」といいます）が提供する Juniper vSRX を、本基本サービス上で利用できるサービスです。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	（新設）	第66条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「End User License Agreement」を遵守するものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	（新設）	第67条（利用契約の終了） 1. 本基本サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。 2. 利用者は、本オプションサービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本オプションサービスの料金の全額を支払うものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	（新設）	第68条（サポート） 1. 本サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社およびライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	（新設）	第69条（サービスの内容の変更または廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散もしくは Juniper vSRX の内容の変更または廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更または廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更または廃止、ならびに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	（新設）	第70条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、2019年7月18日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2019年9月12日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2019年9月12日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2019年11月21日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。